

田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 午前8時58分から9時45分

2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3. 出席委員

農業委員(10名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	山本	久行
	3番	福原	義明
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	7番	白戸	陽平
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

農地利用最適化推進委員(5名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	一戸	健策
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(1名)

担当区域4	白戸	卓郎
-------	----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可
について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ
いて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7. 会議の概要

※総会前に異動者（福士貴子）から挨拶

事務局 ただいまより4月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長（会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業
委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会規則第6条により
会
議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。9番の菊地卓朗委員と1番の葛原慶
仁委員を指名します。書記には、事務局の竹内、佐藤の両名を任命しま
す。

それでは、議案に入ります。

議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
ついてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出が
あったので、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。



事務局 議案第13号について、説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が7件です。

【議案第13号、賃貸借権設定の整理番号10～16について説明】

3ページの賃貸借権設定の整理番号10については、役場から南西約900m、国道102号線に近いところに位置する農地であります。

これまで、一戸喜美男さんが個人で借りていましたが、法人設立に伴い、切り替えるものであります。

整理番号11については、同じく役場から南西約900m、国道102号線に近いところに位置する農地で、法人への切り替えであります。

整理番号12については、役場から南側約820m、国道102号線に近い所に位置する農地であります。

同じく法人への切り替えであります。

4ページの整理番号13については、諏訪堂地区から南西約700mと大袋地区から東側約650mに位置する農地であります。

一戸さん本人の農地を法人で借りて耕作するものであります。

整理番号14については、役場から南西約1kmに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

整理番号15については、前田屋敷地区から西側約950mに位置する農地であります。

これまで基盤法で賃貸借権設定していましたが、期間満了となったことから、農地法へ切り替えるものであります。

5ページの整理番号16については、役場から南側約900mに位置する農地であります。

法人への切り替えであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。
議案第13号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)



会 長 無いようですので、議案第13号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第14号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、一戸健策委員と白戸卓郎委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(一戸健策委員 退席9:10)

議案第14号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が7件です。

なお、10ページの整理番号28の中間管理事業については、2月25日までに支援センターに提出されたものが4月総会の案件となりますが、3月に入ってから提出であったため、5月総会の案件となるため、削除をお願いします。

【議案第14号、所有権移転の整理番号9～11、賃貸借権設定の整理番号23～30について説明】

7ページの所有権移転の整理番号9については、役場から南西約670mに位置する農地であります。

父の死亡により相続しましたが、譲渡人自らの耕作が困難となったことから、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため取得するものであります。

整理番号10については、前田屋敷地区から北西約1.1kmにある農地3筆と西側約1.2kmにある農地1筆、同じく西側約1.5kmにある農地1筆であります。

これまでも、前田屋敷字福田80-3、南一本柳166-1と182については譲受人が借りて耕作していた場所ではありますが、今後も譲渡

人自らの耕作が困難であることから、経営規模拡大のため、譲受人が取得するものであります。

整理番号11については、大袋地区から北東約470mに位置する農地であります。

これまで、別の方が耕作していましたが、所有者が斡旋の申出をしていたことから、譲受人から売買の申出があり、所有者と現在の耕作者と譲受人の意向を確認した結果、売買することとなりました。

8ページの賃貸借権設定の整理番号23については、川部駅から北側約970mに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

整理番号24については、土矢倉地区から北東約200mに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

整理番号25については、二津屋地区のコンビニエンスストアから北側約260mと同じくコンビニエンスストアから北西約200mに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

9ページの整理番号26については、東光寺地区のオリテック（株）から北東約220mに1筆、同じくオリテック（株）の東側に隣接する農地3筆、同じくオリテック（株）から南西約200mに位置する農地1筆であります。

期間満了による再設定であります。

10ページの整理番号27については、大曲地区の北東に隣接する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であるため、一部、ビニールハウスのパイプが設置されているところを除き、耕作するものであり、農業委員のマッチングにより設定するものであります。

整理番号29については、川部駅から北東約460mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であるため、近い場所を耕作する賃借人が借りて耕作するものであります。

11ページの整理番号30については、道の駅いなかだてから南東約250mに位置する農地であります。

これまで別の方が耕作していましたが、耕作者の所有する農地から離れており、耕作不便であることから解約となりました。

今後も賃貸人自らの耕作が困難であるため、隣接地を耕作する賃借人が借りることとなりました。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第14号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第14号は議案のとおり決定することとします。

(一戸健策委員 着席9:21)

次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第4号について報告いたします。

【報告第4号、合意解約について説明】

会 長 報告ですが、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第4号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。




前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年4月10日

田舎館村農業委員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

菊 地 卓 朗 

委 員

葛 原 慶 仁 

